

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

平成11年12月20日
条例第54号

改正 平成22年3月31日条例第21号 平成23年4月5日条例第23号
平成23年10月13日条例第34号 平成24年4月6日条例第45号
平成25年3月25日条例第21号

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例をここに公布する。

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、長野県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 次の各号に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）は、市町村が処理することとする。

- （1）長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条第1項の規定による扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給額の決定
 - （2）児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの
ア 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による認定
イ 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による認定
 - （3）平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの
ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定
イ 第16条第2項において準用する第6条第2項の規定による認定
 - （4）平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの
ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定
イ 第16条第2項において準用する第6条第3項の規定による認定
- 2 前項に定めるもののほか、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長野市が処理することとする。
- （1）文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理
 - （2）政令第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第2項の規定による指示
 - （3）政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第1項の規定による通知の受理
 - （4）政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第2項の規定による通知
 - （5）政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第3項の規定による協議
 - （6）政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第4項の規定による勧告
- 一部改正〔平成22年条例21号・23年23号・34号・24年45号・25年21号〕

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第21号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月5日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月13日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月6日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第21号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。